

# コネクティング・ヨーロッパ・ ファシリティの概要

2013年 7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

2013年2月8日の欧州理事会がEUの中期予算枠組み（2014～2020年）に合意し、欧州委員会が2011年10月に発表していた「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）」の政策パッケージの予算が決まった。CEFはEUのエネルギー、交通、通信ネットワークの3分野におけるインフラプロジェクトを支援するもので、EUに重要なインフラにターゲットを絞った投資を促進することで、雇用創出とEUの競争力向上を後押しすることを狙っている。中期予算枠組みでは、CEFの予算は欧州委員会の原案から大きく削られる結果となった。本稿では、CEF規則案および3分野のガイドライン規則案を中心にCEFの概要を概説する。

## 目次

1. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）の背景 と全体概要 .....	1
(1) CEFの背景 .....	1
(2) CEFの構成 .....	1
(3) CEFの予算 .....	2
(4) EUによる財政支援とプロジェクト債について .....	3
2. CEFの対象となる各分野の詳細 .....	4
(1) エネルギーインフラ .....	4
(2) 交通インフラ .....	7
(3) 通信ネットワークインフラ (ブロードバンドネットワークとデジタルサービス) .....	11
3. 規則案の今後の見通し .....	15

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）の背景 と全体概要

### (1) CEF の背景<sup>1</sup>

欧州委員会は、2011年6月に発表した次期EU中期予算枠組み(MFF:Multi-annual Financial Framework 2014-2020)原案<sup>2</sup>の中で、エネルギー、交通、通信ネットワーク（ブロードバンドネットワークおよびデジタルサービスインフラ）の3分野でEUにとって重要なインフラへの投資を促進するための新たな措置として「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF: Connecting Europe Facility）」の創設を提案した。その後2011年10月に、具体的な内容を示した一連の規則案（次項参照）を発表した。CEFが提案された背景には以下の3点がある。

- EU競争力の向上： インフラ投資は過去10年間減少傾向にあったが、欧州債務危機の中で、狙いを定めた投資やリニューアル建設事業はEUおよび加盟国の経済刺激策、および経済復興策として重要である。インフラ投資は全体的な需要を喚起し、長期的に見た見返りも期待できる。
- 単一市場の完成： EUがかねてより目指している単一市場の完成には、域内のシームレスな交通網、エネルギー網、通信網を構築することが必須である。規制統合と市場統合の進捗に比べ、国境を越えた物理的ネットワークの相互接続は遅れている。
- 欧州2020戦略： このようなインフラ投資は、EUの中期成長戦略「欧州2020」とエネルギー気候分野の目標「20 20 20」<sup>3</sup>に示された持続可能な成長の達成にも貢献するものである。

欧州委員会は、3分野への投資ニーズは大きく、一部のインフラ投資は、加盟国政府や市場からの資金調達だけでは2020年までに実現しないか大幅に遅れる見通しで、EU予算から相当額の拠出が必要としている。助成金や金融措置を通じてEUレベルで介入することで、プロジェクトベースでは達しえない、市場断片化の緩和、EUの安全保障の向上、成長の潜在性や社会経済への利益の強化、またインフラの建設段階では短期的な雇用創出といった効果を狙っている。<sup>4</sup>

### (2) CEF の構成

CEFは以下の規則案で構成されている。

---

<sup>1</sup>CEF規則案 COM(2011) 665 final（脚注5参照）

<sup>2</sup>“Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - A Budget for Europe 2020 (PART I), COM(2011) 500 final” (29.6.2011) [http://ec.europa.eu/economy\\_finance/docs/maff-2020\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/docs/maff-2020_en.pdf)

<sup>3</sup>①2020年までに温室効果ガス排出を1990年比で20%削減する。②最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げる。③エネルギー効率を20%引き上げる。

<sup>4</sup>“Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Court of Justice, the Court of Auditors, the European Investment Bank, the European Economic and Social Committee and to the Committee of the Regions - A growth package for integrated European infrastructures COM(2011) 676” (19.10.2011)

[http://ec.europa.eu/commission\\_2010-2014/president/news/speeches-statements/pdf/20111019\\_1\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/president/news/speeches-statements/pdf/20111019_1_en.pdf)

- ① CEF 規則案<sup>5</sup>： CEF の目標や 3 分野のセクター別目標、予算、EU による財政支援、助成金、金融措置の枠組みなどを定めている。
- ② 3 分野のガイドライン<sup>6, 7, 8</sup>： ガイドラインはこれまでも存在したもので<sup>9</sup>、2014 年以降の優先事項を打ち出した 3 つの新たなガイドライン規則案が CEF 規則案とともに発表された。セクター別の政策枠組みであり、各分野の優先分野、EU の「共通利益プロジェクト (PCI : Projects of Common Interest)」の定義や選定方法、プロジェクトの許認可手続きなどが記載されている (内容はセクターによって異なる)。
- ③ プロジェクト債に関する規則案<sup>10</sup>： 3 分野のインフラ投資に対する財政支援に関する現行規則 (EC) No 680/2007 を改正する規則で、後述する「プロジェクト債」を盛り込んだ。

### (3) CEF の予算

CEF の予算は、2014～2020 年の EU 中期予算枠組みの支出項目「成長・雇用のための競争力」から拠出される。表 1 に示すように、欧州委員会は 2011 年 10 月の CEF 規則案で計 500 億ユーロを提案していたが、2013 年 2 月 8 日に欧州理事会が最終的に合意した予算枠組み<sup>11</sup>では 300 億ユーロ弱と 4 割以上引き下げられる結果となった。特に削減幅が大きかったのが通信ネットワーク分野で、原案の 9 分の 1 になった。エネルギー分野は 43%減となった。交通分野は、従来からの結束基金から CEF 予算に移転する 100 億ユーロと合わせて 231 億 7,400 万ユーロとなった。

---

<sup>5</sup>“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council establishing the Connecting Europe Facility COM(2011) 665 final” (19.10.2011)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0665:FIN:EN:PDF>

<sup>6</sup>“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on guidelines for trans-European energy infrastructure and repealing Decision No 1364/2006/EC, COM(2011) 658 final” (19.10.2011)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52011PC0658:EN:NOT>

<sup>7</sup>“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Union guidelines for the development of the trans-European transport network COM(2011) 650 final/2” (19.12.2011 : 修正版)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52011PC0650R%2801%29:EN:NOT>

<sup>8</sup>“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on guidelines for trans-European telecommunications networks and repealing Decision No 1336/97/EC, COM(2011) 657 final” (19.10.2011)

[http://ec.europa.eu/budget/reform/documents/com2011\\_0657\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/budget/reform/documents/com2011_0657_en.pdf)

<sup>9</sup>EU 設立条約には、3 分野の欧州横断ネットワークを確立・開発すべく PCI を特定し、フィージビリティ調査や融資保証、補助金などを通して資金調達面で行動を起こすためのガイドラインを規則として採択できる点が明記されている。

<sup>10</sup>“Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Decision No 1639/2006/EC establishing a Competitiveness and Innovation Framework Programme (2007-2013) and Regulation (EC) No 680/2007 laying down general rules for the granting of Community financial aid in the field of the trans-European transport and energy networks, COM(2011) 659 final” (19.10.2011)

[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/financial\\_operations/investment/europe\\_2020/documents/com2011\\_659\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/financial_operations/investment/europe_2020/documents/com2011_659_en.pdf)

<sup>11</sup>“European Council Conclusions (Multiannual Financial Framework)7/8 February 2013 (EUCO 37/13)”

[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf)

表 1： CEF 予算の内訳

(単位：ユーロ)

分野	欧州委員会原案 (2011年10月19日)	2014～20年 中期予算枠組み (2013年2月8日合意)
エネルギーインフラ	€ 91 億 2,100 万	€ 51 億 2,600 万
ブロードバンドネットワーク*/デジタルサービスインフラ	€ 91 億 8,500 万	€ 10 億
交通インフラ： CEF	€ 216 億 9,400 万	€ 131 億 7,400 万
結末基金からの移転額	€ 100 億	€ 100 億
計	€ 316 億 9,400 万	€ 231 億 7,400 万
計	€ 500 億	€ 293 億

\*ブロードバンドネットワークは CEF 規則の対象から除外される見通し。

出所：CEF 規則案、2013年2月8日欧州理事会決議および閣僚理事会ウェブサイト  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf)

#### (4) EU による財政支援とプロジェクト債について

これまで3分野のインフラプロジェクトに対する EU の財政支援は、規則 (EC) No 680/2007 およびその改正<sup>12</sup>によって、2007～2013 年までの支援の予算や形態、EU による支援率などのルールを定めている。同規則のもとで下記のような支援がある。

- 調査ないし工事等プロジェクト実施に対する助成金
- 欧州投資銀行 (EIB) による融資保証ないし融資
- 投資ファンド等のリスク資本参加
- プロジェクト債のために EIB が発行する劣後債 (リスク共有措置)

入札で選定されるプロジェクトでは EU による支援率が定められている。各分野に定められた支援率 (後述) に加え、全分野共通ルールとして次のアクションに対しては最大 10% が上乘せされる場合がある<sup>13</sup>。

- 他の分野との間にシナジー効果が見込める行動
- 気候変動対策の目標を達することができる行動
- 温室効果ガス排出を低下させるか気候変動に対する弾力性を強化する行動

プロジェクト債<sup>14</sup>は、2012 年からパイロット的に開始されているもので、2013 年下半期に見直しを行い、新たな改正<sup>15</sup>によって 2014 年から正式に CEF に組み込まれることになる。現行予算のもとでは、欧州横断交通ネットワーク (TEN-T) および欧州横断エネルギーネットワーク (TEN-E) のプロジェクト向けの融資保証 (LGTT<sup>16</sup>) などの金融措置が提供されているが、プ

<sup>12</sup>Regulation (EC) No 680/2007 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2007 laying down general rules for the granting of Community financial aid in the field of the trans-European transport and energy networks (2012年8月1日までの改正を含んだ統合版で、以降2013年2月12日現在まで新たな改正はない)  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2007R0680:20120801:EN:PDF>

<sup>13</sup>金額は、各プロジェクトの費用便益分析や EU 予算資源に基づいて調整が行われる。  
<sup>14</sup>[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/financial\\_operations/investment/europe\\_2020/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/economy_finance/financial_operations/investment/europe_2020/index_en.htm)

<sup>15</sup>脚注<sup>10</sup>参照。改正案はプロジェクト債の導入や CEF 予算の決定などに伴い、今後修正が加えられる可能性がある。

<sup>16</sup>Loan Guarantee Instrument for trans-European transport networks projects

プロジェクト債は、助成金などに比べてリバレッジ効果はるかに高い革新的な金融措置として、CEF の主要措置に提案された。

プロジェクト債では、プロジェクトに関わる複数の企業が設立した特別目的会社（プロジェクト会社）が優先債を発行し、EIB が保証または融資を提供する。いずれの場合もプロジェクト債（優先債）の信用力を高め資本市場からの投資（主に保険会社や年金基金などによるプロジェクト債の購入）を促進することが目的である。融資の場合は、他のファイナンスとの併用で建設費等のプロジェクトコストを調達するもので、プロジェクト開始時から利用可能でプロジェクト運用段階で返済する。<sup>17</sup>

## 2. CEF の対象となる各分野の詳細

### (1) エネルギーインフラ

#### ① 優先分野

欧州横断エネルギーインフラのガイドライン規則案において、表 2 に示した 8 つの優先エネルギー回廊（電力・ガスそれぞれ 4 つ）および 3 つのテーマ別優先分野の計 11 の優先分野が特定されている。これらは、欧州委員会が 2010 年 11 月にエネルギー新政策とともに発表したエネルギーインフラ整備の構想<sup>18</sup>がベースとなっており、具体的なプロジェクトは今後、欧州委員会が 2013 年 7 月末までに「EU 共通利益プロジェクト（PCI）」のリストを発表する。

表 2 のように、欧州委員会はこれら 11 分野のインフラ整備に必要となる投資額を計 2,185 億ユーロ（約 27 兆 4,000 億円）と見積もっているが、現状では 660 億ユーロの資金が不足し、EU による支援は 91 億 2,000 万ユーロが必要になると試算した。ただ表 2 の「EU 拠出額」は欧州委員会の原案であり、前述のように、2014～2020 年の EU 中期予算からの拠出額は 2013 年 2 月 8 日の欧州理事会で大幅削減され 51 億 2,600 万ユーロで合意されたことにより、今後、各分野の内訳の詳細が決まっていくことになる。

なお、ガイドライン規則案では優先石油回廊として「中・東欧における石油供給網の接続」<sup>19</sup>が特定されているが、CEF の支援の対象とはならない。（CEF 規則の修正案でも石油回廊は削除されているため、表 2 および表 3 からは除外した）。

<sup>17</sup>[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-12-525\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-12-525_en.htm)

[http://www.eib.org/attachments/documents/project\\_bonds\\_guide\\_en.pdf](http://www.eib.org/attachments/documents/project_bonds_guide_en.pdf)

<sup>18</sup>詳細は [https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000536/eurotrend\\_feb2011\\_R3.pdf](https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000536/eurotrend_feb2011_R3.pdf) 参照。

<sup>19</sup>石油回廊は供給安全保障の向上と環境リスクの低減を目的に中・東欧の原油パイプライン網の相互運用性強化を図るもの。ガイドライン規則案では、関連加盟国にはオーストリア、チェコ、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアが含まれている。石油回廊として開発されるインフラのカテゴリーは、原油パイプラインとそのオペレーションに必要なポンプ・ステーションおよび貯蔵施設、その他パイプラインシステムに必要な装置・設備が含まれている。

表 2: CEF 規則が適用されるエネルギーインフラ (PCI) の優先回廊・優先分野

優先回廊・分野	内容・目的	関連加盟国	必要投資額 (€億)	不足額 (€億)	EU 拠出額 (€億)
<b>■優先電力回廊</b>			<b>1,050</b>	<b>280</b>	<b>52</b>
1) 北海洋上グリッド	・ 北海、アイルランド海、イギリス海峡、バルト海、左記近海における洋上電力グリッド統合の開発 ・ 洋上再生可能エネルギー資源電力の主要消費・貯蔵地への輸送と国境を越えた電力取引の増加	ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン、英国	300	80	8
2) 西欧における南北電力相互接続	・ 当該地域の加盟国間および地中海の第三国との相互接続開発 ・ 特に再生可能エネルギーによる電力の統合の強化	ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、マルタ、ポルトガル、スペイン、英国、※オーストリア	300	50	5
3) 中・東欧・南東欧における南北電力相互接続	・ 南北・東西方向の相互接続および国内電線の強化 ・ 域内市場の完成と再生可能エネルギーによる電力の統合の強化	オーストリア、ブルガリア、チェコ、キプロス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、クロアチア	400	120	24
4) バルト諸国電力市場相互接続計画	・ バルト海地域加盟国間の相互接続の開発とこれに向けた国内接続インフラの強化 ・ バルト諸国の孤立解消と地域内の市場統合促進	デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スウェーデン	50	30	15
<b>■優先ガス回廊</b>			<b>710</b>	<b>160</b>	<b>29</b>
5) 西欧における南北ガス相互接続	・ 西欧における南北のガスの流れのための相互接続能力の強化 ・ 供給ルートのさらなる多様化と短期供給能力の増強	ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スペイン、英国、※デンマーク	200	10	1
6) 中・東欧・南東欧における南北ガス相互接続	・ バルト海、アドリア海、エーゲ海、黒海地域間のガス接続の強化 ・ 特にガス供給源の多様化と安全保障の強化	オーストリア、ブルガリア、キプロス、チェコ、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、クロアチア	260	50	10
7) 南ガス回廊	・ カスピ海盆、中央アジア、中東、東地中海盆から EU へのガス輸送 ・ ガス供給源多様化の強化	オーストリア、ブルガリア、チェコ、キプロス、フランス、ドイツ、ハンガリー、ギリシャ、イタリア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、クロアチア	220	80	8
8) バルト諸国ガス市場相互接続計画	・ バルト三国およびフィンランドのインフラ強化 ・ 上記国のガス孤立と単一供給源への依存の解消およびバルト海地域における供給源多様化	デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スウェーデン	30	20	10
<b>■テーマ別優先分野</b>			<b>425</b>	<b>220</b>	<b>10.2</b>
9) スマートグリッド展開	・ EU 全域でのスマートグリッド技術の採用 ・ 電力網に接続されたすべての需要家の習性・行動を効率的に融合	全加盟国	400	200	10
10) 電力ハイウェイ	・ EU 初の電力ハイウェイを 2020 年までに開発 ・ EU 全域における電力ハイウェイシステムの構築		(電力回廊に含まれる)		
11) CO <sub>2</sub> クロスボーダー輸送網	・ 加盟国間および近隣第三国との CO <sub>2</sub> 輸送インフラの開発 ・ CCS の展開		25	20	0.2
<b>計</b>			<b>2,185</b>	<b>660</b>	<b>91.2</b>

(注) 「EU 拠出額」は欧州委員会原案。

※のクロアチアは 2012 年 12 月 14 日時点の閣僚理事会の修正案<sup>20</sup>の段階で 2013 年 7 月に EU に加盟する前提で記載された。

出所: CEF 規則案 COM(2011) 665 Annex Part II、エネルギーインフラガイドライン規則案 COM(2011) 658 Annex I、欧州委員会 CEF パンフレットより作成

<sup>20</sup> <http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/12/st17/st17107-co01re01.en12.pdf>

## ② EU 財政支援

これら 11 の優先回廊・分野の特定で EU 財政支援が適用されるインフラには下記表 3 のカテゴリーが含まれる。

表 3： エネルギー分野で EU 支援が適用されるインフラのカテゴリー

電力	a) 高圧架空送電線（220kV 以上）および地下・海底ケーブル（150kV 以上）
	b) 電力ハイウェイ：高圧・超高圧送電のための装置（加盟国ないし第三国の発電・貯蔵地から大量の電力を加盟国に接続）
	c) 電力貯蔵施設（110kV 以上の高圧送電線に直接接続されている場合）
	d) 上記 a)～c)のシステムに必要な装置・設備
	e) スマートグリッドの装置・設備
ガス	a) 天然ガス・バイオガスの輸送パイプライン（主に高圧パイプラインで構成されるネットワークの一部を成すもので、上流ないし天然ガスの地域配ガスで使用される高圧パイプラインを除く）
	b) 上記 a) の高圧ガスパイプラインに接続された地下貯蔵施設
	c) 液化天然ガス（LNG）および圧縮天然ガス（CNG）の受入・貯蔵・再ガス化／減圧施設
	d) 上記システムないし双方向輸送を可能にするシステムに必要な装置・設備
CO <sub>2</sub>	a) CCS のために発電所や工業施設から CO <sub>2</sub> を輸送するための専用パイプライン
	b) CO <sub>2</sub> 輸送のための液化設備・バッファ（中間）貯槽など
	c) CO <sub>2</sub> 輸送システムのオペレーションに必要な装置・設備

（注）ガイドライン規則では各カテゴリーの内容はより詳細に定義されているため、詳細は出所参照。

出所： エネルギーガイドライン規則案 Annex II よりまとめ

CEF 規則案では、エネルギー分野の PCI 実施に対する EU の財政支援は、プロジェクト債などの金融措置と、調査（フィージビリティ調査や設計調査）およびプロジェクト実施に対する助成金の形式によるものと定められ、その資格条件がガイドライン規則案に定められている。電力のうち水力揚水蓄電施設は対象外となっているほか、電力およびガスのプロジェクト実施に対する助成金については、適用において下記のような条件がある。

- 電力 a)～d)およびガス： プロジェクトの費用便益分析で、供給安全保障、結束、革新性などの「外部性」に大きな効果があると認められ、かつ潜在的な投資家や債権者などが作成／実施した事業計画や評価によって、プロジェクトが商業的に実行不可能と認められる場合。
- 電力 e)：プロジェクト促進者が、当該プロジェクトの外部性に対する大きな効果があるものの商業的な実行可能性が欠如していることを明示できる場合。

CEF のエネルギー分野における EU の財政支援の割合は、CEF 規則案で下記のとおり規定されている。



- (a) 調査研究およびプロジェクト実施（工費等）のコスト：適格コストの最大 50%
- (b) ただし EU の財政支援を受ける資格のあるプロジェクトのうち、プロジェクトの費用便益分析によって以下を証明できる場合は適格コストの最大 80%
  - ・地域ないし EU 全体のエネルギー供給安全保障を高めるもの
  - ・EU の結束強化につながるもの
  - ・革新性の高いソリューションで構成されるもの

### ③ PCI のプロジェクトリストの作成と選定手続き：

表 2 に示した優先回廊・分野ごとに「地域グループ (Regional Group)」が設置され、ガイドラインの規定に則った方法で具体的なプロジェクトリストの作成が行われる。地域グループは、電力・ガス関連のプロジェクトについては、関連加盟国の政府、規制当局、送電／送ガス網運用事業者 (TSO)、プロジェクト推進者、欧州委員会、EU エネルギー規制当局 (ACER)<sup>21</sup>、加盟国 TSO のネットワークである ENTSO-E (電力) ないし ENTSO-G (ガス) で構成される。CO<sub>2</sub> 輸送網については、加盟国政府、プロジェクト推進者、および欧州委員会からの代表のみとなる。なお、ここでいうプロジェクト推進者 (Project Promoter) には、TSO、配電／配ガス網運用事業者 (DSO) ないしその他のオペレーター、当該プロジェクトへの投資家などが該当する。

このリストに掲載されるプロジェクト案件は関連加盟国の承認を要する。リストは分野によって異なるプロセスを経て欧州委員会に提出され、最終的には欧州委員会の承認が必要となる。PCI の選定基準には、経済・社会・環境面で実行可能性があること、2 カ国以上の加盟国が関与するクロスボーダー・プロジェクトであることのほか、分野別の基準として、市場統合、競争、システム柔軟性、相互運用性、供給安全保障、持続可能性などの面が考慮される。

## (2) 交通インフラ

欧州委員会は、EU 全体で 2030 年までの 20 年間に必要な交通インフラ整備のコストを 1 兆 5,000 億ユーロと推定している。欧州横断交通ネットワークの完成には 2014~20 年に 5,000 億ユーロ、うち中核ネットワークに 2,500 億ユーロが必要となるとしている。欧州委

---

<sup>21</sup>Agency for the Cooperation of European Regulators

員会は CEF の予算原案では中核ネットワークの支援に焦点を当て、結束基金<sup>22</sup>から移転する 100 億ユーロを含み計約 317 億ユーロの EU 支援額を提案したが、欧州理事会による次期 EU 中期予算枠組みの合意では計 231 億 7,400 万ユーロに引き下げられた。結束基金からの移転額には修正はなかった<sup>23</sup>。

交通分野では、EU 全域におよぶ「中核ネットワーク」上のプロジェクトが事前特定されている。これは既存のインフラを広く活用するもので、貨物輸送および旅客輸送において効率が高く温室効果ガスの排出が少ない 10 の「中核ネットワーク回廊」を中心に構成されている（表 4 および 図 1 参照）。中核ネットワーク回廊は、中核ネットワークの最も重要な長距離フローをカバーしており、原則、3 カ国以上の加盟国を通過し最低 3 種類の輸送モードを活用するものでなければならない。中核ネットワークの完成は 2030 年 12 月末を加盟国に義務づけており（主要空港と欧州横断交通ネットワークの鉄道・道路輸送インフラとの接続については 2050 年 12 月末）、各加盟国は 1 つ以上の中核ネットワーク回廊プロジェクトに参加する義務がある。

---

<sup>22</sup>1 人当たり国民総所得（GNI）が EU 平均の 90%を下回る加盟国の交通インフラおよび環境に優しいインフラ（鉄道やインターモーダル開発などの交通インフラ、エネルギー効率化、再生可能エネルギーなどのエネルギーインフラを含む）を支援するための基金。

[http://ec.europa.eu/regional\\_policy/thefunds/cohesion/index\\_en.cfm](http://ec.europa.eu/regional_policy/thefunds/cohesion/index_en.cfm)

<sup>23</sup>結束基金のプロジェクト選定については、2016 年 12 月末までは結束基金から CEF に移転された国別割当に沿って行われ、これ以降は未使用金があれば競争入札を通して新たなプロジェクトに再配分される”European Council Conclusions (Multiannual Financial Framework)7/8 February 2013 (EUCO 37/13)”  
[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/135344.pdf)

交通分野における PCI は、加盟国の輸送ネットワーク間の相互接続と相互運用性の向上や、ボトルネックの解消、持続可能性があり長期的に見て経済的に効果が高い輸送モードの開発、といった欧州横断交通ネットワークの目標の達成に貢献するプロジェクトで、社会経済面から見た費用便益分析で便益が高いという結果が出ているもの等と定義されている。PCI の目的は、中核ネットワークに欠けているリンクを完成させること、「ボトルネック」<sup>24</sup>を緩和させること、マルチモーダルによる効率的な輸送サービスを活用することによって単一市場の完成に寄与することである。

表 4： 交通インフラ分野で予め特定された優先分野・プロジェクトと投資額予想

(単位：100万ユーロ)

優先分野・プロジェクト	関連する交通モード	投資予想額
<b>■横断的優先分野</b>		<b>47,500.00</b>
シングルヨーロッパスカイ航空交通管理研究 (SESAR)	航空	30,000.00
その他： 高度交通システム (ITS)	道路	17,500.00
欧州鉄道交通管理システム (ERTMS)	鉄道	
河川情報システム (RIS)	内陸水路	
革新的な管理システム・サービス	中核ネットワークの港・空港	
船舶交通管理情報システムと高速海路 (MoS)	海上	
<b>■中核ネットワーク回廊</b>		<b>190,118.21</b>
a) 中核ネットワーク回廊		162,555.00
1. バルト～アドリア回廊	鉄道, 港, 高速海路	13,353.20
2. ワルシャワ～ベルリン～アムステルダム/ロッテルダム～フェリクストウ～ミッドランズ	鉄道, 内陸水路, 港, マルチモーダルプラットフォーム	5,673.00
3. 地中海回廊	鉄道, 港, 内陸水路	37,690.00
4. ハンブルク～ロストック～ブルガス/トルコ国境～ピレウス～ニコシア	鉄道, 港, 内陸水路, 高速海路, マルチモーダルプラットフォーム	8,037.60
5. ヘルシンキ～バレッタ	鉄道, 港, 高速海路, 空港	31,936.00
6. ジェノバ～ロッテルダム	鉄道, 内陸水路, 港	15,622.50
7. リスボン～ストラスブール	鉄道, 港	17,170.00
8. ダブリン～ロンドン～パリ～ブリュッセル	鉄道, 内陸水路, 港	4,582.00
9. アムステルダム～バーゼル/リヨン～マルセイユ	内陸水路, 海上, 港, 鉄道	12,551.30
10. ストラスブール～ドナウ回廊	鉄道, 内陸水路, 港	15,939.40
b) 中核ネットワークのその他のセクション		27,563.21
クロスボーダー	鉄道	N.A.
ボトルネック	鉄道, 内陸水路	N.A.
その他の中核ネットワーク	鉄道	N.A.
<b>■計</b>		<b>237,618.21</b>

SESAR=Single European Sky Air Traffic Management Research

ERTMS=European Rail Traffic Management System

MoS=Motorways of the Sea

出所：CEF規則案COM (2011) 665 Annex/パート1および3.2.2 (Legislative Financial Statement) より作成

<sup>24</sup>「ボトルネック」とは、長距離輸送の継続的なフローに影響をおよぼし系統を断ってしまうような物理的障害を指し、例えば勾配や鉄道のゲージ (標準軌間) の違いなどが含まれてくる。

中核ネットワーク回廊の推進は、「欧州コーディネーター (European Coordinator)」が調整役として主導する。各回廊につき関連加盟国が共同で、投資計画を含む開発計画をガイドライン規則の発効後 6 カ月以内に策定する。これを基に欧州委員会が実施の詳細を提案し、決定として採択する。コーディネーターは欧州委員会がその代理として指名するもので、EU による支援への申請においても、申請書を精査し、欧州委員会の要請を受けて見解を出す。

図 1：交通分野の中核ネットワークマップ (中核ネットワーク回廊を含む)



- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 1. バルト ~ アドリア回廊   | 6. ジェノヴァ ~ ロッテルダム             |
| 2. ワルシャワ ~ ベルリン ~ アムステルダム/<br>ロッテルダム ~ フェリクストウ ~ ミッドランズ | 7. リスボン ~ ストラスブール             |
| 3. 地中海回廊  | 8. ダブリン ~ ロンドン ~ パリ ~ ブリュッセル  |
| 4. ハンブルク ~ ロストック ~ ブルガス/トルコ国境<br>~ピレウス ~ ニコシア           | 9. アムステルダム ~ パーゼル/リヨン ~ マルセイユ |
| 5. ヘルシンキ ~ バレッタ   | 10. ストラスブール ~ ドナウ回廊           |
|   | 中核ネットワークのその他のセクション            |

© European Commission

出所： 欧州委員会パンフレット“Connecting Europe Facility – Investing Europe’s Growth 2014-2020”,  
<http://ec.europa.eu/digital-agenda/sites/digital-agenda/files/cef.pdf>

## ① EU の財政支援

同分野における EU による財政支援は、PCI プロジェクトに貢献するアクションに対し、助成金、金融措置および調達 の形で提供される。助成金については CEF 規則案で下記の分野で EU による支援率が規定されている。

- (a) 調査研究：適格コストの最大 50%
- (b) プロジェクト（工事）：
  - (i) 鉄道および内陸水路：適格コストの最大 20%（ボトルネックへの対応行動の場合は最大 30%、クロスボーダー・セクションに関わる行動の場合は最大 40%）
  - (ii) 港および空港に接続される内陸交通：港およびマルチモーダルプラットフォームの開発、鉄道貨物の騒音を低下させる行動（既存の鉄道車両へのレトロフィッティング）の場合：適格コストの最大 20%
- (c) 交通管理システムおよびサービス：
  - (i) 欧州鉄道交通管理システム（ERTMS）：適格コストの最大 50%
  - (ii) 交通管理システム、貨物輸送サービス、道路中核ネットワーク上の安全な駐車施設、高速海路（MoS：Motorways of the Seas）<sup>25</sup>の開発を支持するアクション：適格コストの最大 20%

## (3) 通信ネットワークインフラ（ブロードバンドネットワークとデジタルサービス）

EU は「デジタルアジェンダ」政策の下、2020 年までに EU 内のすべての世帯および企業が超高速ブロードバンドにアクセスできるようにする目標を掲げている。欧州委員会は 2010 年に、目標達成には 2020 年までに最大 2,700 億ユーロの投資が必要であるとし、これを実現するためのステップを打ち出したが、現状では、EU の介入なしでは民間部門による投資は 500 億ユーロにとどまる見通しである。このようなインフラへの投資で社会が受ける利益は大きいことから、不足分 2,200 億ユーロを穴埋めするためにも公的介入が必要だとしている。

欧州委員会は 2011 年 10 月の CEF 規則案で、通信ネットワーク（ブロードバンドネットワークとデジタルサービスインフラ<sup>26</sup>）分野で計 91 億 8,500 万ユーロの予算を提案してい

---

<sup>25</sup>欧州委員会 が 2001 年の交通白書で提唱したコンセプトで、陸上貨物輸送の代替となる近距離海上輸送ルート、港、関連海上インフラ・設備、物流管理システムや税関手続き等の関連情報通信技術などで構成される。

<sup>26</sup>「デジタルサービスインフラ」は典型的にはインターネット上で電子的に提供されるネットワーク化されたサービスで、欧州横断で相互運用可能な公共の利益となるサービスを指す。

たが、2013年2月上旬の欧州理事会ではこれが10億ユーロにまでカットされた。欧州委員会のネリー・クルース委員（デジタルアジェンダ担当）は、この額ではブロードバンドへの支援は不可能で、全額をデジタルサービスに向けるとコメントしている<sup>27</sup>。このため、以下で記述するブロードバンドネットワークに対する支援に関する事項は、CEF 規則案や通信ネットワーク分野のガイドライン規則案<sup>28</sup>から削除されるものと思われる。

ガイドライン規則案は、単一デジタル市場の完成を阻むボトルネックを排除して、ネットワークへの接続性と、電子行政サービス・インフラへのアクセス（他の加盟国のものへのアクセスも含む）をもたらすことを目指した内容で、PCI の優先分野には下記が挙げられている。

- (a) 超高速ブロードバンドネットワーク（データ送信速度 100Mbps 以上）
- (b) 島、EU の内陸地域、EU 中部の周辺地域（30Mbps 以上のブロードバンド接続が可能となるデータ送信速度を確保）
- (c) デジタルサービスインフラ分野の「中核サービスプラットフォーム」への支援
- (d) 下記の異なるプロジェクト間でシナジー効果と相互運用性を達成するためのアクション：
  - ・ 通信ネットワーク分野の異なる PCI プロジェクト間
  - ・ 異なるタイプのインフラ（交通／エネルギーインフラを含む）の PCI プロジェクト間
  - ・ 通信ネットワーク分野の PCI プロジェクトと構造・結束基金の支援を受けたプロジェクト間

この優先分野を基に、CEF 規則案およびガイドライン規則案では、CEF 規則が適用される PCI の詳細が表 5 のように定義されている。

---

<sup>27</sup><http://blogs.ec.europa.eu/neelie-kroes/eu-budget-innovation-cef/>

<sup>28</sup>脚注 8 参照。

表 5： 通信ネットワーク分野の PCI の優先事項

a) 横断的な優先分野	
革新的な管理、マッピングおよびサービス	技術支援措置およびプロジェクト複製化のための措置（展開やガバナンスに必要な場合。プロジェクト／投資計画およびフィージビリティ調査などを含む） 汎欧州ブロードバンドインフラのマッピング（当該サイトの物理的調査や文書化、通行権分析、既存施設のアップグレードの潜在性評価など） 環境影響分析（気候変動への適応や緩和のニーズ、災害回復力などを考慮）
サポート的なアクション・技術支援措置	PCI の実施準備に必要なアクションないしこの目的に貢献する行動（予備調査、フィージビリティ／評価／検証調査や、行動の定義・開発などの事前行動）
b) ブロードバンドネットワーク	
ブロードバンドネットワーク分野の紹介	デジタルアジェンダの 2020 年目標である EU 全域で 30Mbps を達成できるようにするブロードバンドネットワークへの投資 ないしデジタルアジェンダの 2020 年目標を達成でき、全世帯の 50%以上が速度 100Mbps 以上に加入している状態にできるようなブロードバンドネットワークへの投資  ブロードバンドネットワーク分野への介入は下記の 1 つ以上で構成される： ・物理的な受動インフラの展開 ないし受動インフラ、能動インフラ、付帯インフラ要素の組み合わせと、これらのインフラ運用に必要なサービスによる補完による展開 ・関連設備およびサービス（建物配線、アンテナ、塔、ダクト、導管、マスト、マンホールなど） ・ブロードバンドネットワークの展開と他の公益ネットワーク（エネルギー、交通、水道、下水など）の間の潜在的シナジーの活用（特にスマート配電）
c) デジタルサービスのインフラ	
行政のための欧州横断高速バックボーン接続	行政や文化、教育、医療などの分野で公共機関間的高速接続を提供する欧州横断公共サービスのバックボーン（主要幹線）インフラ
国境を越えた電子政府サービスの提供	経済全体および公共部門内の両方において効率化を図り、また単一市場に貢献するような、標準化され、ユーザーフレンドリーな国境を越えたインタラクション・プラットフォーム 上記プラットフォームにより、電子調達、医療オンラインサービス、標準企業報告、司法情報の電子交換、汎欧州オンライン企業登記とこれを含む企業向け電子政府サービス
公共部門の情報アクセスおよび他言語サービスの実現	欧州文化の資料コレクションのデジタル化と、その第三者による再利用の促進 EU 内公的部門が保有する公開可能情報を再利用するためのアクセスを 2020 年までに達成 EU 内全企業による自国語でのオンラインサービス提供、他の EU 言語によるサービス
安全性・セキュリティ	加盟国の「より安全なインターネットセンター（SICs） <sup>29</sup> 」のための共有されたコンピュータ施設、データベース、ソフトウェアツール、および性的虐待コンテンツの通告を処理するバックオフィスのオペレーション 関連情報の EU 全域での共有、調整、対応などの能力強化のために開発・展開するクリティカルサービスインフラ（通信チャンネルやプラットフォーム）
インテリジェントエネルギー網とスマートエネルギーサービスのための ICT ソリューション	スマートエネルギーサービス分野において（エネルギー消費者であると同時に生産者ともなり得る）市民、エネルギー供給事業者、公共機関のニーズを満たす近代的な ICT の展開

（注）より詳細はガイドライン規則に定められる。

出所： CEF 規則案 Annex Part III

<sup>29</sup>SICs（Safer Internet Centres）は、安全なインターネット利用のための啓蒙活動を行う認識向上センターや助言ヘルプライン、違法コンテンツの通告先となるホットラインを提供する各国のセンター。  
[http://ec.europa.eu/information\\_society/activities/sip/projects/centres/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/information_society/activities/sip/projects/centres/index_en.htm)

通信ネットワーク分野のガイドライン規則案では、EUによる財政支援の詳細や選定基準については規定がなく、EUの採択するルール・手続きに則ることだけが示されている。EUによる支援率についてはガイドライン規則案で下記のように定められている。

- (a) ブロードバンドネットワーク分野の行動：適格コストの最大 50%
- (b) 汎用サービス分野の行動：適格コストの最大 75%
- (c) 中核サービスプラットフォーム：典型的には公共調達の間をとるが、特例的に助成金で適格コストの最大 100%が提供されることがある。
- (d) CEF プログラムを支援するための行動（インフラマッピング、技術支援およびツィニングなど）：適格コストの最大 75%

上記の「中核サービスプラットフォーム (core service platforms)」とは、欧州横断的な接続性とデジタルサービスへのアクセスと相互運用性をもたらすようなもので、主にはデジタルサービスインフラの中核要素となるネットワークやプラットフォーム、ハブなどを指すが、サーバーや、専用ネットワーク、ソフトウェアツールにおよぶこともある。「汎用サービス (generic services)」は、デジタルサービスインフラのコンテンツや機能を指す。これらはデジタルサービスタイプによって様々であるが、「公共行政のための欧州横断高速バックボーン接続」を例にとると、それぞれ以下ようになる。

- 中核サービスプラットフォーム： 既存のインターネットバックボーンおよび必要な場合は新たなネットワークの展開。欧州横断公共サービスの主要機能としてインターネットに完全に統合される。セキュリティ面から必要な場合は、公共機関間の接続のための専用インフラを検討する。
- 汎用サービス： 承認、認証、ドメイン間のセキュリティ、帯域幅オンデマンド、フェデレーションサービス、モビリティ管理、品質管理やパフォーマンス管理、加盟国インフラの統合などの汎用サービスの展開によって、欧州の公共サービスに中核プラットフォームを統合する。相互運用性のあるクラウドコンピューティング・サービスによって、バックボーンインフラに機能が提供される。このサービスにはビデオ会議や仮想化ストレージなどが含まれる。



### 3. 規則案の今後の見通し

前述のように、2013年2月上旬の欧州理事会で2014～20年のEUの中期予算枠組みが決定し、CEFの予算は原案を大幅に下回るものとなった。このため今後、各分野内でこの予算の配分が問題になる。

通信ネットワーク分野では、すでに欧州委員会の担当委員がブロードバンドネットワークへのEU支援は行われなことを明らかにしている。エネルギー分野では、予算削減によって、ラトビアとリトアニア間のガスパイプラインなどのプロジェクトがCEFから除外されると見られている。

CEF規則および3分野のガイドライン規則はEUの次期中期予算枠組みの始まりに合わせて2014年1月1日に施行される予定である。今後、そのために欧州理事会で合意された予算額に合わせて規則の内容も調整されることになる。

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

# JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの概要

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～